

浄化槽機能保証制度について

知っていますか？
全浄連の浄化槽機能保証制度

公益社団法人北海道浄化槽協会

機能保証制度の概要（1 / 4）

目的

- 浄化槽の機能に異常があると判定された場合、設置者を保護
- 必要に応じた措置を講じる制度を設けて浄化槽の信頼を確保

対象となる浄化槽

- 全浄連に保証登録を行ったもの
 - ※ 浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管設備とその附帯設備は対象外
- 「全国浄化槽推進市町村協議会 （全浄協）」の
 - 「浄化槽設置整備事業に係る浄化槽登録要領」に基づき登録された浄化槽
 - ※ 浄化槽法第13条に基づく「型式認定」を受けた10人槽以下の浄化槽

保証登録期間

- 10年間

機能保証制度の概要（2 / 4）

保証制度のメリット

- 浄化槽業界の負担で、家庭の浄化槽を保証
- 万一、施工に起因した機能異常が発生した場合でも、
全浄連に設けられた機能保証運営のための特定資産で対応するので安心
- 家庭、市町村、工事業者の信頼が向上

保証の限度額

- 環境省の浄化槽整備交付金の基準額の範囲内

<参考>（現行の交付要領による）

浄化槽（北海道）高度処理型は別途

5人槽	=	978,000円
6～7人槽	=	1,188,000円
8～10人槽	=	1,668,000円

機能保証制度の概要（3 / 4）

保証の対象となる機能異常

- ✓ 施工に起因した 「漏水」「破損」「変形」
- ✓ 「槽の浮上・沈下」「水平の狂い」「内部設備の固定不良」
- ✓ その他全浄連会長が認めたもの
- ✓ 当該浄化槽製造業者の倒産による場合
- ※ 全浄連「浄化槽施工マニュアル」、市町村が定めた施工基準に適合していることが条件

浄化槽設計施工の手引き (浄化槽施工マニュアル)

浄化槽 設計施工の 手引き

1.2-8 埋め戻し工事

よみかきしつり

埋め戻しの目的

プラスチック系浮き床は、通常、地中に埋設することを前提として製造されているため、周囲の地盤からの土圧や浄化槽内部から水圧が加わっても変形しない構造である。そのため、浄化槽本体に土が均等に加わるよう、また、変形をしないようにすることが目的である。
土を埋め戻しにより、地盤が完成するときの地盤、埋戻しにたまり層や地盤による隆起が生じないようにすることも重要である。

工事の手順

- 1 浄化槽開口部の養生を行う。
- 2 埋め戻し(体積の異なる土)を行う。
- 3 水平の確認・漏水の確認を行う。
- 4 配管の復旧

1 浄化槽開口部の養生

本体の開口部(マンホール及び配管の開口部)に、場合に按ずる開口から土砂が入らないように開口部を覆う。

II 埋め戻し(水締め・つぎ込み)

①埋め戻し土

- 埋め戻し土は、掘削土が水締め・つぎ込みが行いやすく、締め固められていない場合は、これを用いるが、これらの条件を満たさない場合は、客土(山砂等)を用いる。
- 土質が良質なく、雑草が生えたり、埋め戻し後に雑草が繁殖して土中に浄化槽に付着する。浄化槽本体にひび割れを生じることがある。
- 新設は、水分により浮上防止金具が腐食する等の悪影響を生じることがある。
- 客土は水締めができないため、強い振動で土を十分に入浴できない可能性がある。
- 自給水あるいは井戸水で使用する土を指定している場合があるので事前に確認しておく。

②埋め戻し土の投入時の注意点

浄化槽本体は水締めを行った後であっても、一度に多量の土を投入すると、適した水締め・つぎ込みができないだけでなく、浮き床の崩壊や配管のズレ、傾きを伴う可能性があるため、土を投入するための数回作業をあらかじめ検討し、計画的に実施する。

このほか、重積が掘削箇所に応じて発生して地盤隆起による事故等が発生しないよう作業計画を立てておく。

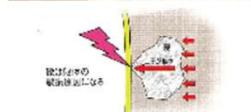
③水締め・突き詰め

埋め戻し土は、水を担いながら狭い空間にも投入されるようにし、300mm程度ごとに振動により締め固める。埋め戻し土に山砂や生コンクリート砂を用いる場合は、水締めと振動による締め固めを行う。(公共建築工事標準仕様書(建築工)第10号)では、300mmの厚さごとに締め固めを求められている。

浄化槽は土圧と内部からの水圧を考慮して設計されている。適切な埋め戻しが重要。



浄化槽に土が入らないように養生し、水締め・突き詰めをする時に注意する。



水締めと突き詰めによる突き詰めを繰り返す。目安は30cmごと。振動作業によって地盤を軟弱にしないように注意する。

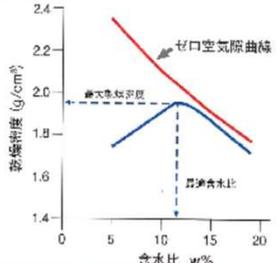


※不適当なつぎ込みで生じた現象事例

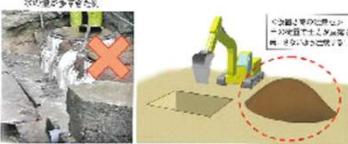
- ①浄化槽の本体に土を入れている。後に漏水が確認される。
- ②終業により次の日に埋め戻した地盤が隆起する。
- ③地盤のときに埋め戻しが行われ、浄化槽の水平が狂ったり、浮上してしまったり。なお、浮き床が浮上すると管渠との接合部が破損し、漏水が大きいと浄化槽本体が漏水した原因や原因が異なる事例がある。

※水締め時の注意

- ①山砂と水の比率
右図の自然の乾燥状態のメッシュ図である。縦軸に乾燥状態、横軸に含水比をグラフにプロットしたものである。図中の直線と矢印で示しているように、乾燥の傾向である乾燥率でも最大乾燥率という。この時の含水比を最大含水比という。この時、土は最も大きく乾燥した状態に陥りやすくなる。
なお本図には、砂の場合の最大含水比は8~9%である。



- ②不適当な水締めを行った場合
長時間の土締めが行われる場合、水締めが過度になると土が軟弱になるため注意する。



III 水平の確認・漏水の確認

水締めや突き詰めの際に水平を確認することになるので、可能な限り埋め戻しの際においても、水平の確認を何度も行うこと。

また、締め固めの際に傾斜を確認し、漏水が確認される場合は、傾斜の調整を行う。



埋め戻しが不適当な場合、地盤で埋め戻した部分が液化し、浄化槽が浮上することもある。



埋め戻し工事

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
協力 全国浄化槽推進市町村協議会

機能保証制度の概要（4 / 4）

対象とならないもの

- ✓ 保証登録浄化槽の**製造上又は維持管理上の不備**による場合
- ✓ 自然災害による場合
- ✓ 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
- ✓ **施工基準に合致しない施工**による場合
- ✓ 保証登録浄化槽の**管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理**
- ✓ 通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合
- ✓ 保証登録浄化槽の通常使用によって生じる**経年劣化**の場合

保証登録申請（2 / 2）

保証登録の流れ

① 申請書の入手

申請書は「**該当市町村**」及び「**北海道浄化槽協会総務部**」で**無料配布**

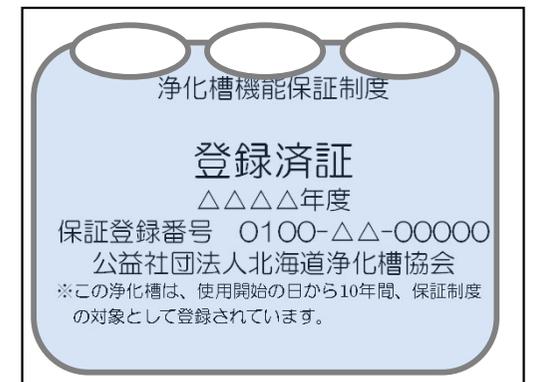
② 申請・手数料振込（北海道浄化槽協会あて）※持参も可能。

③ 申請内容・手数料入金確認／証明印押印（北海道浄化槽協会）

工事業者に返送 「**市町村用（保証登録証）**」「**申請者用（保証登録証）**」

※ **登録済みシールを同封（設置浄化槽周辺に貼付）**

設置者に送付 「**設置者用（保証登録証）**」



保証の流れ

機能異常が発生した場合

- ① 浄化槽管理者／浄化槽保守点検業者／清掃業者等が**機能異常を発見**
※ この段階で北海道浄化槽協会に相談いただくと流れがスムーズ
- ② **浄化槽管理者が**北海道浄化槽協会に**保証申立書を提出**
- ③ **北海道浄化槽協会**事務局で**事前審査**（状況に応じて**現地調査**）

明らかに修補対象外と判断される事例を除き補修見積を聴取

- | | | |
|----------|---|----------------------|
| ✓ 50万円以下 | = | 地方審査委員会で審査（北海道浄化槽協会） |
| ✓ 50万円超え | = | 中央審査委員会で審査（全浄連） |

修補対象決定

修補対象外

修補事例（北海道）

年	内容	備考
平成8年 (1996年)	対象外	・ 槽の側壁変形→現地調査、施工業者改善（常呂町）
平成14年 (2002年)	全浄連制度 適用	・ 槽の破損→現地調査、入替工事（羅臼町）
平成19年 (2007年)	対象外	・ 槽の破損→現地調査、修繕。施工方法問題（羅臼町）
平成20年 (2008年)	対象外	・ 水位低下→保証期間経過のため、対象外（江別市）
平成21年 (2009年)	対象外	・ →保証期間経過のため、対象外（函館市）
平成24年 (2012年)	対象外	・ ろ材押さえ破損→現地調査、メーカー対応（帯広市）
平成25年 (2013年)	対象外	・ →保証期間経過のため、対象外（日高町）
平成26年 (2014年)	全浄連制度 適用	・ 嫌気1室2室のろ材浮上→現地調査、修繕（帯広市）
	北海道制度 適用	・ 水位低下→現地調査、修繕（日高町）
平成27年 (2015年)	全浄連制度 適用	・ ろ材脱落→現地調査、修繕（帯広市）
令和5年 (2023年)	全浄連制度 適用	・ 水位低下→現地調査、修繕（七飯町）
令和7年 (2025年)	全浄連制度 適用	・ 水位低下→現地調査、修繕（岩見沢市）

事例① R5（2023）水位低下（七飯町）

対象浄化槽

- ・ 設置場所 一般住宅
- ・ 対象浄化槽 前澤化成工業株式会社 VRCⅡ-7 7人槽
- ・ 使用開始 2018年2月28日

機能異常の状況

- ・ 「消毒槽」と「処理水槽」の水位が同じ（処理水槽の水位が低下）
- ・ 消毒槽の水を除去したところ、越流ぜきを経由せずに、消毒槽の水位上昇
- ・ 流入箇所の特定はできないが、消毒槽底部に小さな亀裂の可能性

R5 (2023) 水位低下 (七飯町) 修補の状況 (1 / 3)

No. 2

消毒槽内の水抜き

嫌気槽へ移送



No. 3

消毒槽内

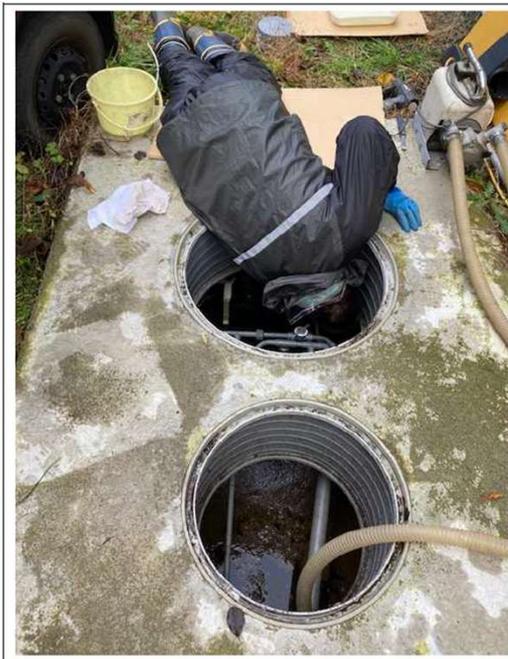
亀裂箇所



No. 4

消毒槽内部清掃

面粗し、乾燥



No. 5

補修部材



R5 (2023) 水位低下 (七飯町) 修補の状況 (2 / 3)

No. 6

消毒槽内四隅

シリコン充填



No. 7

FRP補修部材に

シリコン塗布



No. 8

FRP補修部材に

シリコン塗布



No. 9

FRP補修材を押し込む



R5 (2023) 水位低下 (七飯町) 修補の状況 (3 / 3)

No. 10

FRP補修部材の端部に
シリコン注し塗り



No. 11

バッフカット



No. 12

バッフ取付
放流セキ取り付け



No. 13

消毒槽内水張



事例② R7（2025）水位低下（岩見沢市）

対象浄化槽

- ・ 設置場所 一般住宅
- ・ 対象浄化槽 フジクリーンCA-5 5人槽
- ・ 使用開始 2022年8月20日
- ・ 補修歴 2023年10月 水位低下を確認し施工業者が亀裂部位を確認しFRP補修

機能異常の状況

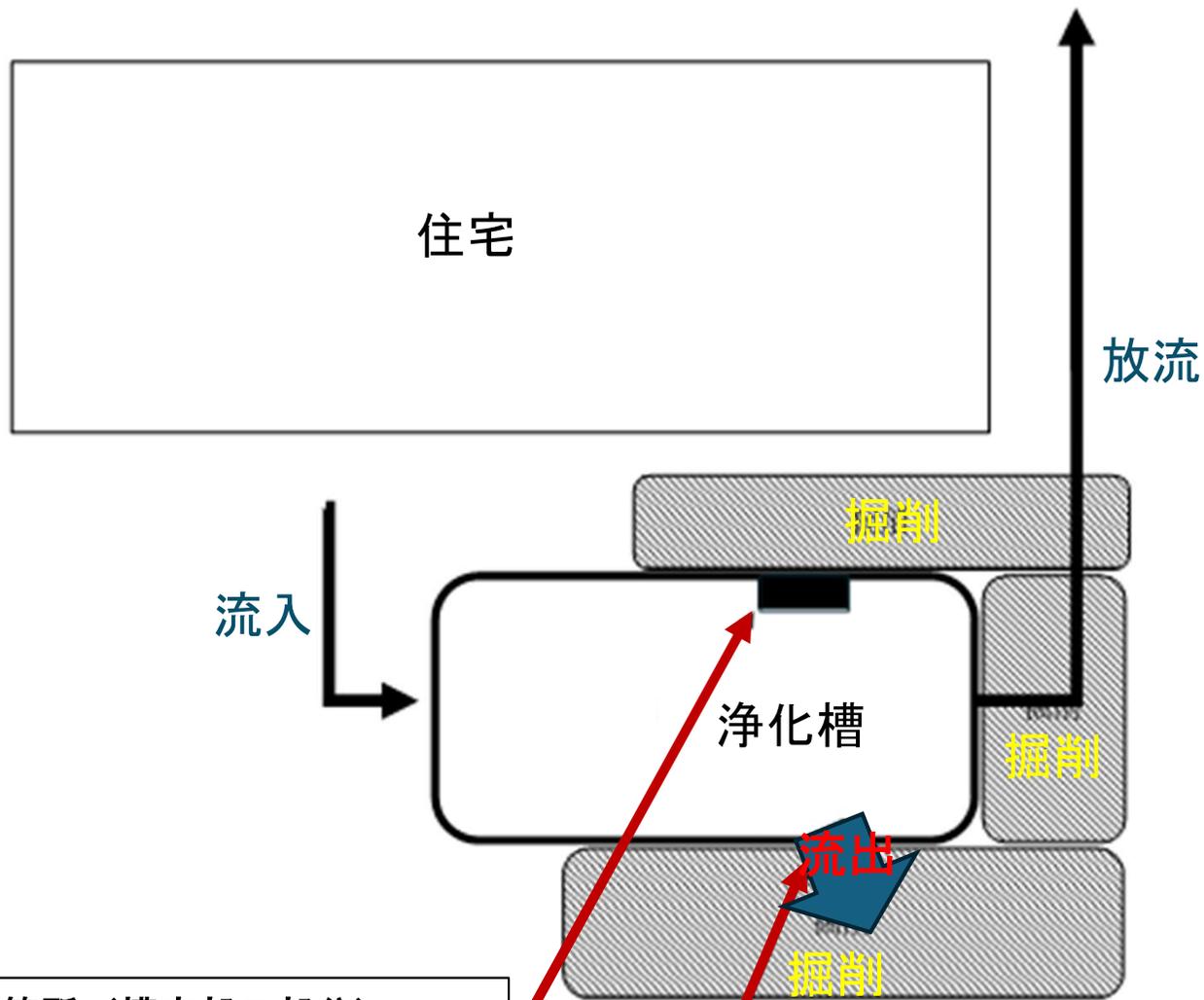
- ・ 接触ろ床槽及び処理水槽の水位低下
- ・ 槽底部2か所以上からの槽内水流出（修補を試みるも破損箇所は特定できず）
- ・ 浄化槽の底部に最低2ヶ所の破損が想定され、部分的に修補した場合、槽の強度を損なう恐れが高く、また修補により機能回復しなかった場合の信頼確保の観点から、地方審査委員会としては**本体の入替工事が妥当と判断**。

破損箇所確認 R7 (2025) 水位低下 (岩見沢市) (1 / 2)



破損箇所確認 R7 (2025) 水位低下 (岩見沢市) (2/2)





◆ 修理済み箇所（槽底部R部分）
 ※ 流出箇所無（写真は漏水溜水）

◆ 生物処理槽の水位を上げると槽底部と基礎間から流出水
 ※ 反対側の修理済み箇所からの流出水は無

R7 (2025) 水位低下 (岩見沢市) 修補の状況 (1/4)



R7 (2025) 水位低下 (岩見沢市) 修補の状況 (2/4)



R7 (2025) 水位低下 (岩見沢市) 修補の状況 (3/4)



R7 (2025) 水位低下 (岩見沢市) 修補の状況 (4 / 4)

